



2016年4月12日

各位

会社名 株式会社 高島屋
代表者名 取締役社長 木本茂
(コード番号 8233 東証一部)
問合せ先 広報・IR室長 園田 早苗
(TEL. 03-3211-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年(平成28年)5月24日開催予定の第150回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)」が2015年(平成27年)5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条及び第39条の一部変更を行うものであります。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第29条 (条文省略)	第1条～第29条 (現行どおり)
第30条(社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができ	第30条(取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する取締役(<u>業務執行取締役等</u> で

<p>る。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第 31 条～第 38 条（条文省略）</p> <p>第 39 条（<u>社外監査役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間</u>に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第 40 条～第 43 条（条文省略）</p>	<p><u>あるものを除く。）</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第 31 条～第 38 条（現行どおり）</p> <p>第 39 条（<u>監査役との責任限定契約</u>） 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間</u>に、同法第 423 条第 1 項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p> <p>第 40 条～第 43 条（現行どおり）</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2016 年（平成 28 年）5 月 24 日
定款変更の効力発生日（予定）	2016 年（平成 28 年）5 月 24 日

以 上